**2030大阪府環境総合計画の進行管理について**

**■本計画の概要**

○　環境基本条例に基づき、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和３年３月に策定

○　府域における「2050年のめざすべき将来像」とそれを見据えた「2030年の実現すべき姿」を定めて、その実現に向けた「施策の基本的な方向性」を明確化

○　この「めざすべき将来像」と「施策の基本的な方向性」に基づき、各分野において具体的な目標・施策を示した個別計画を策定し、各分野が同じ方向性をめざし、整合性を保ちながら、計画的かつ実効性のある取組みを推進

＜めざすべき将来像＞

○2050年のめざすべき将来像：大阪から世界へ、現在から未来へ　府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会

・大都市・大消費地として府域のCO2排出量実質ゼロ、大阪湾のプラごみの追加的汚染ゼロ、資源循環型社会が実現

・大阪・関西万博を跳躍台とした国際的影響力の発揮など、各主体の取組みが世界及び未来へ波及し、持続可能な社会を構築

○2030年の実現すべき姿：いのち輝くSDGs未来都市・大阪 -環境施策を通じて-

・今後10年間は、 2050年の将来像実現に向けた足掛かりを確実にすべく、具体的取組みを速やかに展開すべき重要な期間

・2030年はSDGs目標年であり、2025年の大阪・関西万博において示されるアイデアが社会実装段階に入ることも鑑みて、

５つの環境施策分野ごとに「実現すべき姿」を整理し、個別計画に反映させることにより取組みを促進

＜施策の基本的な方向性＞

（１）中・長期的かつ世界的な視野

（２）環境・社会・経済の統合的向上

　　　４つの観点：外部性の内部化、環境効率性の向上、環境リスク・移行リスクへの対応、自然資本の強化



＜計画の中間見直し＞

○　計画期間の中間年である2025年頃を目途に、「施策の基本的な方向性」が各分野の個別計画にどのように反映されたのかについてレビューを行い、中間見直しを行う。

**資料３－１**

**■計画の進行管理手法（案）**

＜毎年度の進行管理＞

○　環境基本条例に基づきとりまとめる「環境の状況並びに豊かな環境保全及び創造に関して講じた施策（以下「講じた施策」という。）」において、取組指標の実績に加えて本計画で示した「施策の基本的な方向性」の各施策への反映状況（※１）を確認・評価する。さらに、分野別の個別計画の進捗状況（※２）についてより詳細な進行管理を行う。

○　「講じた施策」は府議会に報告するとともに、環境審議会にも報告して委員から広く意見を聴取する。

○　「講じた施策」の確認・評価結果は既存施策・事業の次年度の内容の改善等に速やかに反映し、新規事業については「施策の基本的な方向性」との整合性を踏まえて内容を検討する。

○　府のHP等により、「講じた施策」及び環境白書等として公表する。

※１　これまでの本部会の意見を踏まえ、適切な指標等を設定した進行管理手法をベースに、「施策の基本的な方向性」との適合状況を確認する項目を追加した進行管理様式（資料３－２）を新たに作成し、活用する。

※２　分野別に、有識者からなる部会等（温暖化対策部会、生物多様性地域戦略部会（予定）等）において、専門的な見地から確認・評価いただくなど、よりきめ細やかな進行管理を実施する。また、個別計画の目標や管理指標等の進捗状況の確認を行う。

＜中間見直し＞

○　2025年を目途に、環境総合計画の「施策の基本的な方向性」に基づく各分野の施策の進捗状況を分野横断的に評価する中間レビューについて環境審議会に諮問し、環境総合計画部会において評価及び計画の見直しについて検討いただく。なお、諮問までの間も毎年度の施策・事業の実施状況について部会委員に適宜報告する。

